

議案第170号

静岡市議会議員及び静岡市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する 条例の一部改正について

静岡市議会議員及び静岡市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年11月24日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市議会議員及び静岡市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

静岡市議会議員及び静岡市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成15年静岡市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号ア中「1万5,800円」を「1万6,100円」に改め、同号イ中「7,560円」を「7,700円」に改める。

第9条第1号中「7円51銭」を「7円73銭」に改め、同条第2号中「37万5,500円と5円2銭」を「38万6,500円と5円18銭」に改める。

第13条第1号中「525円6銭」を「541円31銭」に、「31万500円」を「31万6,250円」に改め、同条第2号中「26万2,530円と27円50銭」を「27万655円と28円35銭」に、「31万500円」を「31万6,250円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の静岡市議会議員及び静岡市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。